

アーク溶接等業務に係る特別教育 案内書

法律根拠

労働安全衛生法第59条の規定により、アーク溶接等業務は感電災害、爆発、火災といった重大な災害が発生する危険性がある為、特別教育を修了した者でなければ従事させることは出来ません。

対象者等

特別教育を必要とする業務は、労働安全衛生規則第36条第3号に記載している通り、アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務(溶断等の「等」には、ガウジングが含まれる)

- ※ アーク溶接機を用いて金属電極と被溶接物の間にアーク火花を発生させ、その熱を利用して溶接、溶断等をする方法です。
- ※ アーク溶接作業では、令和4年4月1日から、特別教育とは別に作業場所単位で作業主任者の選任が必要となりました。主任者の資格要件は「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者」又は「金属アーク溶接等作業主任者」の資格が必要です。
- ※ アーク溶接作業者は、令和5年4月1日から、呼吸用保護具のフィットテストを1年以内ごとに1回実施することが義務化となりました。



受講資格

アーク溶接装置の取扱い及びアーク溶接等の作業の方法について10時間以上の実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

受講科目・講習時間

学科講習：アーク溶接等に関する知識(1H)、アーク溶接装置に関する基礎知識(3H)、アーク溶接等作業の方法に関する知識(6H)、関係法令(1H)

受講料金

… 令和7年2月1日現在

- 一般：受講料 12,100円、テキスト代 1,210円、合計 13,310円
- 会員：受講料 7,700円、テキスト代 1,210円、合計 8,910円

その他

建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。

助成金の申請方法等は、[愛媛労働局助成金センター](#)へ、講習の内容等は、[愛媛労働基準協会](#)へお問い合わせください。